

下ノ処豫測ヲ許サバルノ状態ニアリ
右及申(通)報候也

要示書

- 一 四名ノ解雇者ヲ直ニ復職セシムルコト
- 一 日給ニ割増給スルコト
- 一 勤務定時間ヲ十時間トスルコト
- 一 食堂ヲ直ニ大改繕スルコト
- 一 四大部ノ日給金額支給スルコト
- 一 日曜線越出勤ニ代休ヲトルコト
- 一 賞与ハ最底ヲ一ヶ月分又給スルコト
- 一 労働組合ヲ今後絶対ニ圧迫セザルコト
- 一 今回ノ問題ハ絶対ニ犧牲者ヲ出カザルコト
- 一 駐安會ハ従業員ノ多数ノ意見ヲ尊重スルコト
- 一 残業手崗ハ三分増トスルコト
- 一 中食休憩時間發行作業ノ場合ハ一分増ノコト
- 一 硝鹼室ヨリ洗滌室ニ至ル従業員ニハ甲ノ手崗ヲ支給スルコト (甲トハ一日ニ付キ十五銭増ヲ意味ス)
- 一 配合圧縮ノ従業員ニハ甲ノ手崗ヲ支給ノコト
- 一 争議中ノ日給金額支給スルコト